

## がん患者の社会的な問題に関する議論の整理（案）

### （現状と課題）

- 生産年齢人口（15歳～64歳）におけるがん罹患者数は増加しており、仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者は32.5万人いる。
- がん診療連携拠点病院では、がん相談支援センターで就労に関する相談に対応している。
- 社会保険労務士等をがん相談支援センターへ配置するがん患者の就労に関する総合支援事業が行われている。
- ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院と連携し、がん患者等の就労支援を行う「がん患者等に対する就労支援事業」は、2016年度より全国47都道府県で実施されている。
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が2016年2月に公表され、周知のための取組が行われている。
- がん診療連携拠点病院、企業、ハローワークでがん患者に対する就労支援の取組が行われているが、がん患者の依願退職、解雇の割合は34%となっており、10年間で改善が無い。地域差もあり十分には患者家族に届いていない。
- 2015年の調査では、治療開始前の診断早期に離職している者もいる。
- がん患者の働き方は個別性が高く、また支援の関係者は医療、職域、地域にわたり、全体把握をすることが難しい。
- 就労支援は患者と企業の双方で協力していくことが必要であるが、就労支援に関して関心のない企業もある。一方で、就労支援に積極的な企業は当然のこととして対応がなされているものの、好事例として外部の企業等に共有していない等の現状もある。
- 就労を継続する上で、患者自身が企業に対して自分の治療や症状に関することを説明することが必要であるが、十分な説明を行うことが患者にとっては困難な現状である。
- 時間外に放射線治療を受けられる外来を希望する声がある一方で、それに対応する医療従事者の勤務体制への負担も心配されている。
- がん患者の再就職率や就労継続等についての調査が必要であることと同様に、サバイバーシップの視点から、満足して仕事を得ているか、どのような生きがいをもって仕事をしていくのかということをも明らかにすることも重要である。
- 治療による副作用等が就労の継続に影響している。

(今後の方向性)

【離職防止、就労継続支援】

- 医療機関やがん相談支援センター等で、初診時に離職防止の啓発のためのリーフレットを配布する等、離職防止に向けた積極的な取組を行うべきである。
- がん診療連携拠点病院は、がん相談支援センターで就労に関する相談に対応していることを患者、家族に周知する仕組を整備し、治療と仕事の両立について支援すべきである。
- 相談支援のニーズを掘り起こし、就労支援を必要とする人を適切な相談窓口へ紹介する仕組の構築が必要である。
- がん患者が活用できる各種制度の周知方法について検討すべきである。
- がん診断早期の離職への対応として、拠点病院だけではなく検診機関やプライマリーケアの医療機関と連携した啓発を行うべきである。
- がん相談支援センター、産業保健総合支援センター等の現存のリソースの活用を拡大、周知すべきである。
- 事業者には治療を継続しやすい休暇制度や、体調に見合った配置転換といった職場環境の整備等、がん患者に対する支援・職場環境の改善を求めるべきである。
- がん患者の治療と仕事の両立を推進するための企業に対する効果的な啓発や支援を行う企業の取組については、2015年度より企業アクション事業で開始しているが、先行している好事例を集め、就労支援に積極的な企業は表彰を行うべきである。
- 医療機関は関係機関と連携を強化し、治療の内容、予定、症状について、患者自身が企業に説明し治療と仕事を両立するためのプランを立てられるような情報を理解できるための仕組を構築すべきである。
- がん相談支援センターは、企業との連携だけではなく、関係機関と連携し、介護・育児も含めた患者の個々の状況に応じた就労支援をすべきである。
- 主治医と産業医や産業保健スタッフの連携強化、医療機関のスタッフと企業の産業保健スタッフの連携を強化する体制を構築すべきである。
- 産業医や産業保健スタッフが配置されていない中小企業は、産業保健センターの支援を積極的に活用すべきである。
- 医療機関や産業保健総合支援センターにおいて専門的に就労支援に対応できる人材を育成すべきである。
- 柔軟な休暇制度や勤務制度の導入をする企業に対して、国は支援し普及を図るべきである。
- 企業は治療と仕事の両立ができるための社内制度の整備だけではなく、社員の理解を得るための風土作りも進めるべきである。

- 支持療法に関する研究やアピランス支援を充実すべきである。

#### 【再就職支援】

- 離職防止や治療と仕事の両立支援を医療機関では積極的に行い、再就職支援については、専任の就職支援ナビゲーターを配置するハローワークに紹介するなど仕分けを行うべきである。
- がん患者に対する就職支援事業について、患者、家族のみならず、医療スタッフにも周知し、事業の活用を普及すべきである。
- 治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、がん患者等に対する就職支援事業を行う拠点数を拡充すべきである。
- がん経験者やがん治療を受ける者を雇用するための方策について検討すべきである。
- サバイバーシップの観点から、就労は継続されているのか、仕事に関する満足や生きがい等に関する調査や検証を行うべきである。